

事務連絡  
令和3年9月30日

保険医療機関  
保険薬局 各位

京都府国民健康保険団体連合会

レセプトの郵送に係るお知らせ及び電子レセプトの  
振替・分割に関するリーフレットの送付について

平素は、弊社業務にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、改正郵便法により令和3年10月から普通扱いとする郵便物については、土曜日配達  
の休止及び1日程度の届け日数の繰り下げが行われます。弊会への提出レセプト等は毎月  
10日必着となっていますので、配達日数を考慮のうえ送付いただきますようお願いいたし  
ます。11日以降に届いた場合は返却させていただくことになりますのでご留意ください。

また、令和3年10月開始のオンライン資格確認等システムによるレセプト振替・分割に  
関するリーフレットを送付いたしますのでご一読ください。

<お問い合わせ先>

【医科・調剤】

担当係	電話番号	行政区
審査第一課 第一係	075-354-9030	東山区・伏見区・西京区・宇治市・相楽郡・船井郡・綾部市・ 福知山市・八幡市・木津川市
審査第一課 第二係	075-354-9031	北区・上京区・中京区・下京区・乙訓郡・久世郡・綴喜郡・ 亀岡市・宮津市・長岡京市・京丹後市
審査第一課 第三係	075-354-9028	南区・左京区・右京区・山科区・与謝郡・舞鶴市・城陽市・ 向日市・京田辺市・南丹市

【歯科】

担当係	電話番号	行政区
審査第二課 第一係	075-354-9029	全行政区

# 令和3年9月診療（調剤）分以降、 資格の変更が判明した電子レセプトの 「振替・分割」を開始します。

令和3年9月診療（調剤）分以降、電子レセプトに記録された保険者番号、記号、番号、枝番及び生年月日を確認し、その結果、資格が変更となっている場合は、レセプトを新資格の保険者に**振替**又は**分割**します。

窓口でのオンライン資格確認の実施状況に関わらず、毎月10日（オンライン請求の場合は12日）までに受け付けた電子レセプトを対象とします。

※ 保険者からの申し出によるレセプト振替・分割も令和3年11月処理から開始します。

**振替**

当該月の算定日等がすべて新資格に変更後であるレセプトは、  
新資格の保険者へ送付します。

**分割**

当該月の算定日等が新旧の資格を跨ぐレセプトは、算定日等により  
新旧の保険者へ分割して送付します。

振替・分割となったレセプト等は、増減点返戻通知書等と同封する「資格確認結果連絡書」によりお知らせします。（オンライン請求システムにて、CSVデータのダウンロードも可能）

年月	保険者番号等	氏名・カルテ番号等	生年月日	処理区分	請求内容	資格確認結果内容
202109	000001	国保 太郎	1963/01/21	振替	保険者番号： 000001 記号： 2 2 番号： 1 1 1 1 1 1 枝番： 03 資格取得日： 2021/01/01 資格喪失日： 2021/12/31 レセプト種別： 1115 診療実日数： 30 合計点数： 39540 食事療養・生活療養の回数： 90 食事療養・生活療養の合計金額： 57600	保険者番号： 000002 記号： 3 3 3 番号： 2 2 2 2 2 2 枝番： 03 資格取得日： 2021/09/01 資格喪失日： 2021/09/30 レセプト種別： 1115 診療実日数： 30 合計点数： 39540 食事療養・生活療養の回数： 90 食事療養・生活療養の合計金額： 57600
202109	000001	国保 太郎	1952/03/06	分割	審査支払機関： 国保 保険者番号： 000001 記号： 4 4	審査支払機関： 国保 保険者番号： 000001 記号： 4 4

年月	保険者番号等	氏名・カルテ番号等	生年月日	処理区分	請求内容	資格確認結果内容
202109	000001	国保 一郎	1956/08/19	振替	保険者番号： 000001 記号： 1 1 番号： 1 1 1 枝番： 01 資格取得日： 2020/10/01 資格喪失日： 2021/09/01 レセプト種別： 1112 診療実日数： 4 合計点数： 5854 検索番号： 00503100110000000001 復活点数： 5 復活後点数： 5854	保険者番号： 000002 記号： 1 1 1 番号： 1 1 1 枝番： 01 資格取得日： 2021/09/02 資格喪失日： 2022/07/31 レセプト種別： 1112 診療実日数： 4 合計点数： 5854 検索番号：
202109	000001	国保 二郎	1958/06/16	振替	審査支払機関： 国保 保険者番号： 000001	審査支払機関： 社保 保険者番号： 000001

※ 保険者からの申し出によるレセプト振替・分割の結果については、「資格確認結果連絡書（再審査）」に掲載されます。（なお、査定レセプトに対する振替・分割の場合は、査定点数を復活させた上で振替・分割処理を行います。）

# レセプト振替・分割に係る留意事項

## 1. 振替・分割の対象外レセプト

電子レセプトの「振替・分割」の開始により、これまで返戻となっていた資格喪失後の受診レセプトについて、新資格が判明した場合は、返戻されることなく新資格へ請求することが可能となります。

ただし、一部の振替・分割対象外レセプト※や資格を特定できないレセプトは対象外となります。

※振替・分割対象外レセプトの例

公費（福祉含む）負担のあるレセプト、高額療養費の現物給付対象レセプト 等

## 2. 振替・分割レセプトに対する取り下げ（返戻）依頼書の取扱い

一次審査における電子レセプトの取り下げ（返戻）依頼書について、該当レセプトが振替・分割の対象になった場合は、連合会から医療機関等に電話連絡の上、必要に応じて振替・分割先レセプトの返戻処理を行います。審査支払機関を跨いだ振替・分割（国保⇔社保）の場合は、取り下げ（返戻）依頼書を医療機関等に返送します。

## 3. 振替・分割レセプトに対する紙添付資料の取扱い

電子レセプトと併せて紙添付資料が提出され、該当レセプトが振替・分割の対象になった場合は、連合会にて振替・分割先レセプトに添付する対応を行います。審査支払機関を跨いだ振替・分割（国保⇔社保）の場合は、紙添付資料を医療機関等に返送しますので、必要により審査支払機関へ再送付してください。

## 4. 振替・分割レセプトの摘要欄への変更情報（振替・分割・仮払）等の記録

振替・分割された電子レセプトには、レセプト摘要欄に以下の情報が記録されます。

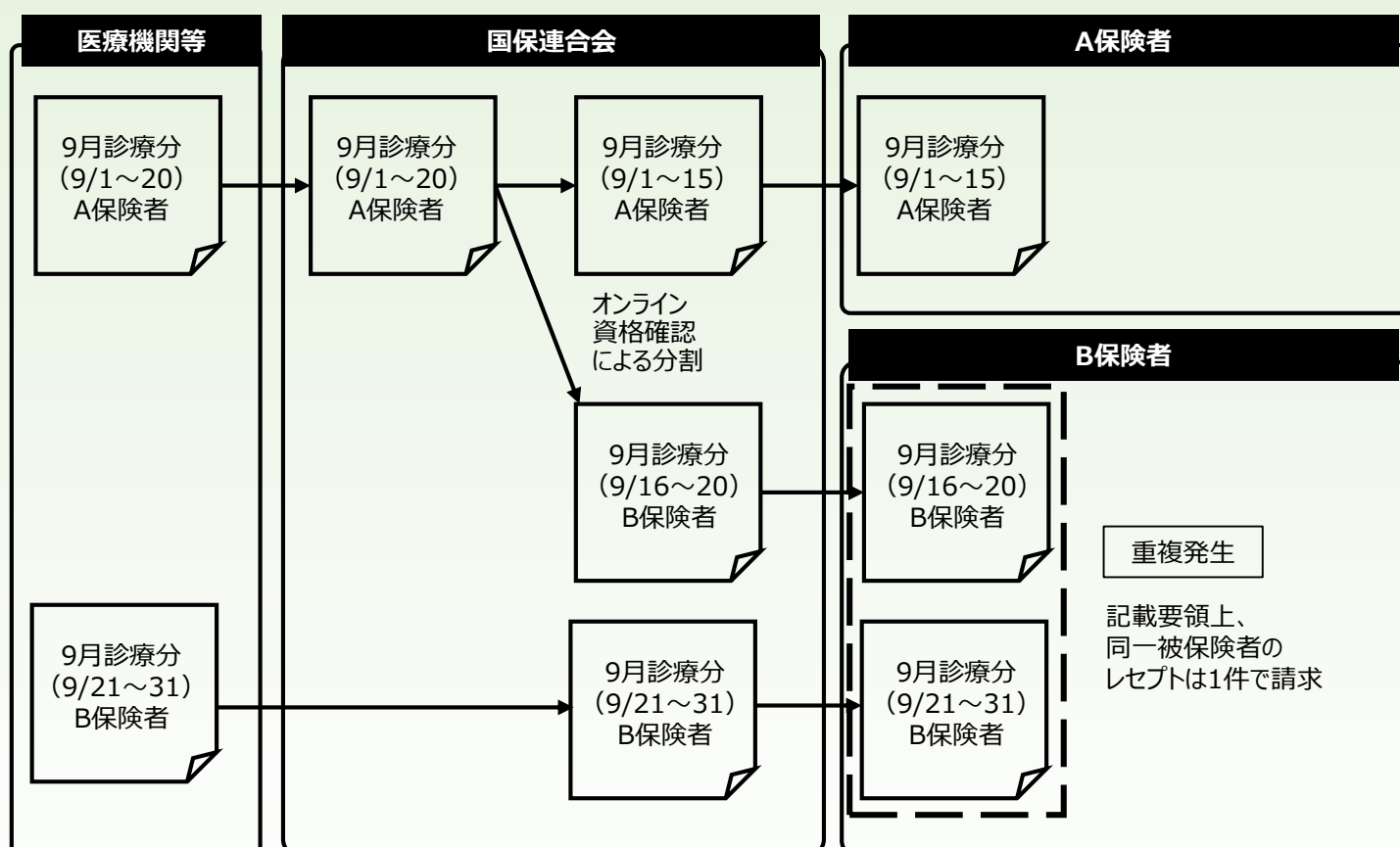
- 電子資格確認の変更情報（振替・分割・仮払）を記録
- 分割の場合のみ、「電子資格確認による分割レセプト」というコメントを記録

<p>（レセプトの摘要欄）※「分割」の場合 電子資格確認による変更情報 電子資格確認の結果に基づき、保険医療機関・保険薬局から提出された電子レセプトを分割しています。 提出時の保険者番号：99999999 提出時の請求点数：9,999点</p> <hr/> <p>電子資格確認による分割レセプト</p>	<p>（レセプトの摘要欄）※「仮払」の場合 電子資格確認による変更情報 電子資格確認の結果に基づき、保険医療機関・保険薬局から提出された電子レセプトの分割を要するレセプトですが変更先保険者が不明なため、資格喪失後の請求点数を仮に請求しています。</p> <p>資格喪失前 合計点数：9,999点 合計金額（食事療養等）：9,999円 標準負担額（食事療養等）：9,999円</p> <p>資格喪失後 合計点数：9,999点 合計金額（食事療養等）：9,999円 標準負担額（食事療養等）：9,999円</p>
---	--

## 5. 分割レセプトにより重複エラーとなり返戻となる事例

以下の分割レセプトにより重複となる事例等、振替・分割されたレセプトの状態によっては、一部返戻となる場合があります。

例：9/1～15がA保険者、9/16～がB保険者の被保険者の場合



詳しくは、ホームページをご覧ください

<https://www.Kyoto-kokuhoren.or.jp>



京都府国民健康保険団体連合会